

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

日田市森林組合

平成 2 2 年 1 2 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 日田市森林組合の概要

II . 審査経過

III . 審査における判定事由書

I. 日田市森林組合の概要

1. 申請者名称 日田市森林組合 代表理事組合長 日高 勲
(所在地) 大分県日田市大字庄手 850 の 5
2. 認定事業体 日田市森林組合
本 所 : 日田市大字庄手 850 の 5
田島事業所 : 日田市田島 1 丁目 8-16
3. 事業内容 森林造成、林産、木材共販、木材加工、林産物・製品販売、
宅地販売 等

(認定対象業種) 素材生産、販売(共販)、木材製品・林産物等販売

4. 沿革・概要

日田市森林組合は、昭和 41 年に日田市内の 4 森林組合が合併して設立され、林産・販売事業を中心に活発な活動を続けてきている森林組合である。組合の事業は、森林造成・整備から共販、木材加工、炭化事業、宅地販売等と幅広く、全て組合員とともに、森林資源を有効に活用していこうとする取組である。

林産事業では、21 年度には、43,984 m³の素材を生産し、木材共販所では、年間 36 回(通常共販:年 24 回、新生産システム販売(協定販売):年 12 回)の販売で、49,161 m³の素材を販売している。

SGEC 事業体認定の取り組みは、同時に森林認証申請中の同組合受託管理森林から生産される認証材のトレーサビリティを確立し、SGEC 認証材の流通拡大による地域の持続可能な森林経営を担おうとする取組である。

【日田市森林組合の概要】(平成 22 年 5 月末時点)

- ・ 組合設立 : 昭和 41 年 6 月 1 日
(日田市内の日田・大鶴・小野・東有田の 4 森林組合が合併)
- ・ 管内面積 : 27,078ha (内林野面積: 20,696ha)
- ・ 所在地 : 本 所 日田市大字庄手 850-5
田島事業所 日田市田島一丁目 8-16
- ・ 組合員数 : 4,531 名
- ・ 出資金額 : 422,665 千円

- ・ 事業収入 : 1,198,678,170 円 (平成 21 年度)
 (部門ごとの内訳) 236,800 円 (指導事業)
 279,135,791 円 (販売事業)
 22,296,422 円 (加工事業)
 661,211,447 円 (森林整備事業)
 235,797,710 円 (森林整備センター)
- ・ 役員数 : 22 名 (常勤理事 1 名 非常勤理事 18 名 監事 3 名)
- ・ 従業員数 : 61 名 (一般職員 27 名 「森林整備センター」職員 29 名
 共販所極積員 5 名)
- ・ 組合作業班 : 40 班 130 名 (内林産事業作業班 19 班 54 名)
- ・ 素材取扱高 : 493,045 千円 取扱量 : 49,161 m³ (平成 21 年度)
- ・ 保有機械 : ハーベスタ 2 台、プロセッサ 2 台、スイングヤーダ 1 台、
 フォワーダ 2 台、グラップルソー 8 台、集材機 8 台、
 バックホー 1 台、運搬車 10 台、原木選別機 2 台
 ホイールローダ 3 台、フォークリフト 5 台、
- ・ 保有施設 : 本所及び木材共販所併用 (30,221 m²)・

【木材・木製品の年間取扱実績】

○共販所における原木取扱量 (平成 17 年 6 月 1 日～平成 22 年 5 月 31 日)

期間(1年)	木材取扱量
平成 17 年 6 月 1 日～平成 18 年 5 月 31 日	50,335 m ³
平成 18 年 6 月 1 日～平成 19 年 5 月 31 日	58,187 m ³
平成 19 年 6 月 1 日～平成 20 年 5 月 31 日	60,916 m ³
平成 20 年 6 月 1 日～平成 21 年 5 月 31 日	50,021 m ³
平成 21 年 6 月 1 日～平成 22 年 5 月 31 日	49,161 m ³

5. 分別・表示管理の方針

今回申請のあった日田市森林組合の分別・表示システムは、素材生産から、木材共販所での素材の選別・販売までである。

申請に当たって、日田市森林組合では、「認証林産物の適正な流通と普及を図ることを目的」とした「分別・表示管理方針書」を定め、専務理事を「認証林産物統括責任者」、事業部長を「分別・表示管理責任者」とする管理体制を整備している。

基本的な作業工程における分別・表示管理の概略は以下の通りである。

- (1) **素材生産**：「素材生産管理責任者」が、SGEC 認証森林であることを確認し、認証素材の搬出にあたっては、木口へのマーク・刻印・スプレー等で区分し、認証林産物であることが確認できるようにする。
- (2) **共販所**：既存の木材共販システムにより、所有者・所在地ごとに出荷番号、出荷記号を決め、認証林産物であることを表示して販売する。組合員の大半が、今回の認証に参加するため、共販所入荷材のほとんどが認証材となると思われるが、非認証材がわずかながら入荷することは考えられ、その場合は、保管場所等を明確に分別すると共に、出荷番号によっても区別する。

なお、上記方針書その他、記録簿である「認証材取扱台帳(SGEC 認証材入荷・出荷管理表)」等を整備して、生産地・履歴等を把握できる体制にあると共に、素材生産現場における指導マニュアルである「「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」等を定め、各段階での現場指導と監査に当たれる体制にある。

【主な確認資料】

- 平成 21 年度業務報告書
- 日田市森林組合「分別・表示管理方針書」
- SGEC 認証林産物分別・表示管理体制図
- 認証林産物生産・出荷管理工程図
- 日田市森林組合「伐採・搬出作業マニュアル」
- 木材共販所施設配置図
- SGEC 認証材入荷・出荷管理表(書式)
- 伝票類(着荷表・着荷通知書・送り状・着荷集計表・着荷日報)

II. 審査経過 一日田市森林組合の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、江藤幸一、宇佐美均の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成22年7月30日／審査申込

(説明内容)

1. SGEC 分別・表示システム及び、全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

平成22年10月25日／書類確認及び現地確認

(場 所)

日田市森林組合事務所、木材共販所、土場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員	児島 裕
専門審査員	江藤幸一

(出席者)

日田市森林組合	代表理事専務	諫山克彦
同	事業部長	諫山真二
同	林産販売課長	園田宗市
同	林産販売課桧積班長	室井 豊
同	管理・企画課長	和田正明

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の素材生産・搬出、受入・保管、加工、出荷における木材の流れ及び管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 森林組合の素材共販所、土場等において、認証材置き場、選別工程、桧積、入札・出荷の分別状況を確認した。
3. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の遵守意志を各担当者に確認した。

【審査判定】

平成 22 年 12 月 20 日 / 審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
木構造振興株式会社代表取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	宇佐美 均

(内 容)

1. 現地確認の結果及び SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 日田市森林組合の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 15 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、日田市森林組合は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

「向上目標」は、今後の年次「管理審査」において重点的に達成度をチェックされる項目である。

【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適切に行い、認証林産物の適正なトレーサビリティを確立すること。（基準 2－3）
2. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。（基準 2－4）
3. 認証林産物証明書による生産者・生産地の履歴表示に努めること。（基準 4－3）

【判定事由】

判定事由の詳細は、以下の通り。

基準	指標	確認事項	判定
基準 1 認定事業体としての適合性	1. 1. 持続的に事業活動を行いうる事業体である。	日田市森林組合(以下:同組合)は、昭和41年に日田市内の4森林組合が合併して設立され、林産・販売事業を中心に活発な活動を続けてきている森林組合である。新生産システムによる協定販売にも取組み、共販所での素材取扱量は、50,000 m ³ にも及んでいる。	妥当
	1. 2. 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合している。	同組合の事業は、森林造成・整備から共販、木材加工、炭化事業、宅地販売等と幅広く、全て組合員とともに、森林資源を有効に活用していこうとする取組である。	妥当
	1. 3. 認証森林所有者・管理者または認定事業体と継続した取引関係が予定される。	SGEC 事業体認定の取組みは、同時に森林認証申請中の同組合管理森林から生産される認証材の流通システムを確立しようとの取組みである。	妥当
	1. 4. 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的である	同組合の林産事業では、21年度には、43,984 m ³ の素材を生産し、木材共販所では、年間36回の販売で、49,161 m ³ の素材を販売している。 この他、今回の申請には至らなかったが、林地残材等の炭化事業なども手がけている。 今回の SGEC 事業体認定の取組みは、同時に森林認証申請中の同組合管理森林から生産される認証材のトレーサビリティを確立し、SGEC 認証材の流通拡大による地域の持続可能な森林経営を担おうとする取組である。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準 2 分別・表示管理運営の体制	2.1. 認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てている。	同組合では「分別・表示管理方針書(以下:管理方針)」、「認証林産物生産・出荷管理工程」、「分別・表示管理体制」を定め、素材生産・搬出、共販所での受入・保管・選別・桟積み・入札・出荷の各過程で混在しないよう、責任体制を明らかにして分別・表示管理の徹底できる管理計画を整えている。	妥当
	2.2. 林産物管理責任者を設置し、認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っている。	「管理方針」により、「統括責任者」と分別・表示管理確認を行う「分別・表示管理責任者」、各部門に「担当管理責任者」を選任しており、分別・表示管理責任者が、各部門の棚卸し、内部検査、従業員等への分別・表示に関する研修・指導にあたる体制を整えている。	妥当
	2.3. 自主的に内部検査が行える。	「管理方針」により、分別・表示管理責任者が、市日ごとに内部検査を行い、検査内容等について記録すると共に、検査結果を「統括管理責任者」に報告することとしている。	向上目標
	2.4. 現場従業者に対する適正な内部研修を行える。	同組合安全衛生委員会のもとで、毎月の目標を決めて、内部研修等が行われており、その中で、「管理方針」によって、認証林産物の分別・表示管理の内部指導・徹底を図ることとしている。	向上目標

基準	指標	確認事項	判定
基準3 製造工程における分別・表示	3.1. 分別できる製造・加工・利用工程である。	同組合の分別・表示システムは、素材生産、木材共販所での素材販売までである。 同組合は、十分な面積の土場を備えており、前記「管理方針」によって分別できる工程である。 基本的な作業工程の分別・表示管理の概略は以下の通りである。 ①素材生産： 「素材生産管理責任者」が、SGEC 認証森林であることを確認し、認証素材の搬出にあたっては、木口へのマーク・刻印・スプレー等で区分し、認証林産物であることが確認できるようにする。 ②共販所： 既存の木材共販システムにより、所有者・所在地ごとに出荷番号、出荷記号を決め、認証林産物であることを表示して販売する。非認証材がわずかながら入荷することは考えられ、その場合は、明確に分別すると共に、出荷番号によっても区別する。	妥当
	3.2. 製造工程・及び保管場所で分別状況が表示され、第三者が識別できる。	「管理方針」により、素材生産現場では、木口への印等で分別することとしており、共販所においては、保管場所を明示し、樋ごとに認証マークを添付して販売することとしている。	妥当
	3.3. 棚卸などにより、適正な保管数量の管理が行われている。	素材について、市日ごとに取扱い記録が管理され、常に在庫は把握されている。認証材については、「専用の「認証材取扱台帳」を作成し、認証材の生産地・履歴等を記録することとしている。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準3 製造工程における分別・表示	3.4. マーク取扱い要領に従ったマーク表示が適切に実行できる。	「方針書」により、認証材は極積または契約先別に整理し、共販日に極ごとに認証マークを添付して販売することとしている。	妥当

基準	指標	確認事項	判定
基準4 林産物の適正な履歴管理	4.1. 林産物の履歴内容を証明できる納品伝票など帳票類が作成・保存されている。	現状の着荷表・着荷通知書・送り状など帳票類は、最低5年以上保存されている。 今後は、専用の「認証材取扱台帳」を作成し、認証材の生産地・履歴等を記録することとしている。	妥当
	4.2. 入荷・出荷・在庫の状況が、書類または、電子媒体によって管理され、認証林産物と非認証林産物のコード番号が明確に区別できる。	既存の取扱い記録は、所有者・買い受け者ごとにコード管理され、電算処理され、適正に記録・保管されている。 認定後は、認証・非認証の記号を決めて明確に区別することとしている。	妥当
	4.3. 需要者・消費者からの求めに応じて、分別表示の履歴内容等を明示できる。	引取先からの要望に応じて、生産者・生産地等の履歴を明示した「認証林産物証明書」を発行することとしている。	向上目標

【主な確認資料】

- 平成 21 年度業務報告書
- 日田市森林組合「分別・表示管理方針書」
- SGEC 認証林産物分別・表示管理体制図
- 認証林産物生産・出荷管理工程図
- 日田市森林組合「伐採・搬出作業マニュアル」
- 木材共販所施設配置図
- SGEC 認証材入荷・出荷管理表(書式)
- 伝票類(着荷表・着荷通知書・送り状・着荷集計表・着荷日報)